

協議第4号

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会専門部会規程（案）について

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会専門部会規程（案）について別紙のとおり協議する。

平成15年2月20日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会専門部会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第3項の規定に基づき、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会（以下「協議会」という。）の専門部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 専門部会は、幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議し又は調整する。

（部会員）

第3条 専門部会の部会員は、石狩市、厚田村及び浜益村（以下「関係市村」という。）の関係所管部課等の職員をもって充てる。

（組織）

第4条 専門部会は、別表のとおりとする。

2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。

4 専門部会には、必要に応じて分科会を置くことができる。

（部会長及び副部会長）

第5条 部会長は、会務を掌理し、専門部会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、幹事長又は部会長が必要に応じて招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させることができる。

3 部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第7条 部会長は、専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する関係市村の担当部課等が行う。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

名 称
まちづくり専門部会
行財政専門部会
住民福祉専門部会
経済産業専門部会
建設水道専門部会
教育文化専門部会
議会専門部会